

# 東峰村農業委員 及び

## 農地利用最適化推進委員の募集について

「農業委員会等に関する法律」の一部が改正され、改正法が平成28年4月1日より施行されました。これに伴い、農業委員の選出方法は従前の公選制を廃止し、推薦又は応募により市町村長が任命することとなりました。また、農地利用の最適化（担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等）を更に推進するため、現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が新たに委嘱することとなっています。

東峰村では、現農業委員の任期満了に伴い、令和5年7月20日より新たな農業委員会体制となるため、農業委員及び農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

### 1. 募集方法

「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を推薦又は応募により募集します。

### 2. 募集人数

- (1) 農業委員 11人  
(2) 農地利用最適化推進委員 4人（農業委員会が定める区域毎に各1名）

### 3. 募集要件

#### (1) 農業委員

次の各号のいずれにも該当する者

- イ. 村内で農業を営んでいる者、又は村内で農業を営んでいない場合であっても村内に住所を有する者、又は村内に住所を有していない場合であっても村内に住所を有する会社等での活動が認められる者〔例：士業を営む者、商工会や消費者組織等に属する者、農協や行政職、教職等の経験のある者（OB）〕  
ロ. 東峰村教育委員会又は東峰村固定資産評価審査委員会の委員でない者  
ハ. 村の職員でない者  
ニ. 農業に識見を有し、農業委員会の業務を適切に行うことができる者

#### (2) 農地利用最適化推進委員

次の各号のいずれにも該当する者

- イ. 農業委員会が定める区域（応募又は推薦を受ける区域）において、当該区域内で農業を営む者又は当該区域外で農業を営む場合であっても当該区域内に住所を有する者  
ロ. 東峰村教育委員会又は東峰村固定資産評価審査委員会の委員でない者  
ハ. 東峰村の職員でない者  
ニ. 農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有するとともに地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の業務を適切に行うことができる者  
※なお、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は、農業委員及び農地利用最適化推進委員に推薦又は応募することができません。

### 4. 農業委員会が定める区域（応募又は推薦を受ける区域）

区域名	区域の詳細（区の名称）	募集人数
大字小石原地区	小石原北区・小石原中央区・小石原南区	1人
大字小石原鼓地区	鼓北区・鼓南区	1人
大字宝珠山地区	竹地区・岩屋地区・栗松地区・板屋地区・中原地区・大行司地区	1人
大字福井地区	東福井上地区・東福井下地区・西福井地区・上福井地区	1人

## 5. 主な業務

### (1) 農業委員

農地法等によりその権限に属された事項についての審査及び決定等の業務を行います。

- ・農業委員会総会（月1回を基本）に出席し、農地法等の権限に属された事項を審議、決定
- ・農地法等に基づく申請の調査（農地利用最適化推進委員と連携）
- ・農地の利用状況の調査等（タブレットを活用し農地利用最適化推進委員と連携）
- ・担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等の推進（タブレットを活用し農地利用最適化推進委員と連携）
- ・法人化その他の経営の合理化、農業に関する調査及び情報提供
- ・農地利用の最適化に関する意見の提出
- ・村が策定する地域計画に係る目標地図の作成（新規）
- ・その他各種研修会等の会議への出席等

### (2) 農地利用最適化推進委員

担当する区域において担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等の現場活動を行い、農地の有効利用等の業務を行います。

- ・担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等の推進
- ・地域の農業者等との話し合いによる農地利用の調整
- ・農地法等に基づく申請の調査・農業委員会総会（月1回を基本）に出席し、担当地域の農地法等の申請内容についての調査結果の報告、農地の利用状況の調査等
- ・村が策定する地域計画に係る目標地図の作成（新規）
- ・その他各種研修会等の会議への出席等

## 6. 委員の任期

- (1) 農業委員 令和5年7月20日～令和8年7月19日
- (2) 農地利用最適化推進委員 令和5年7月20日～令和8年7月19日  
(農業委員の任期満了の日まで)

## 7. 報酬（年額）

- (1) 農業委員 会長 35,000 円（月額）／委員 21,900 円（月額）  
※その他必要に応じて費用弁償あり
- (2) 農地利用最適化推進委員 21,900 円（月額）  
※その他必要に応じて費用弁償あり

## 8. 推薦又は応募の期間（推薦・応募用紙提出期間）

令和5年4月14日（金）午前8時30分から

令和5年5月8日（月）午後5時まで（郵送の場合は当日消印有効、土・日・祝日を除く。）

## 9. 推薦・応募方法

推薦・応募用紙（農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります）に必要事項を記載し、農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。なお、推薦・応募用紙は東峰村ホームページからダウンロードしていただくか、農業委員会事務局（農林建設課内）又は、小石原庁舎窓口でお渡しします。

### 【推薦・応募書類の提出先】

〒838-1792 朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425

東峰村農業委員会事務局

## 10. 推薦・応募状況の公表

推薦又は応募された書面の記載事項（住所を除く）について、募集期間の中間及び募集期間の終了後に本村ホームページ等にて公表されますので、予めご了承ください。

## 11. 選考方法等

### (1) 農業委員

推薦又は応募された者について評価・審議を行って委員候補者を決定し、当該候補者について村議会の同意を得て委員を決定し、村長が任命します。

### (2) 農地利用最適化推進委員

推薦又は応募された者について評価・審議を行って委員を決定し、農業委員会が委嘱します。

## 12. お問合せ先

東峰村農業委員会事務局

電話／0946-72-2313 Fax／0946-72-2370

Eメール：noken@vill.toho.fukuoka.jp